

第2回葛飾区男女平等推進審議会 【当日机上資料】

葛飾区男女平等推進計画(第7次)の
計画の内容(課題)に対する**事務局案**について

令和7年9月24日

葛飾区総務部人権推進課



葛飾区男女平等推進計画 (第7次)の策定に向けて

葛飾区男女平等推進計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条

男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

(1)男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。

(2)男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。

(3)男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。

事務局(案) No. 1

目標2

自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

課題②

「男性への家庭生活への意識啓発と参画支援」の表記を次のとおり変更したい。

(案1)

「家庭における男女の役割意識の変革と共同参画の促進」

(案2)

「男女共同参画による家庭生活の促進」

(案3)

「家庭内での男女の協力と支援の強化」

(案4)

「男性の家庭参加促進と男女の協働による家庭支援」



理由:

令和7年7月30日に公表された「令和6年度雇用均等基本調査」では、男性の育児休業率が40.5%に達しており、男性の家庭生活への意識啓発ではなく、性別による役割分業を超えるような男性の家事育児の定着が必要なことから、現在の時代背景に即した表記に修正が必要と考えます。

事務局(案) No. 2

目標2

自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

課題③

「生涯を通じた健康支援」の表記を次のとおり変更したい。

(案1)

「男女のライフステージに応じた健康支援の強化」

(案2)

「男女共同での健康促進と生活支援」

(案3)

「全世代にわたる男女の健康と福祉の向上」

(案4)

「男女の健康意識の向上と支援の充実」



理由:

「生涯を通じた健康支援」という言葉は、厚労省の「健康日本21」や内閣府の男女共同参画基本計画に出てくるフレーズですが、特定のライフステージや年齢層に焦点を当てているように感じられます。すべての年齢層やライフステージにおける健康支援の重要性を明記した記載にした方が良いと考えます。

事務局(案) No. 3

目標2

自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

課題③

「生涯を通じた健康支援」を目標2のままにするか、目標3に移動させるか

(案1)

目標2であるワーク・ライフ・バランスの実現等を中心とした課題のまま現状を維持する。

(案2)

目標3の課題とし、あらゆる暴力の根絶、困難を抱える方への支援、ライフステージに応じた健康づくりや性と生殖に関する啓発・支援の3本柱とする。

案2の理由:

「生涯を通じた健康支援」には、「性と生殖に関する啓発・支援」が施策の方向として、明記されている。困難女性に関する課題とも合致するため、目標3に集約する。また、目標2については、課題①課題②のみとすることで、葛飾区女性活躍推進計画の施策の位置付けが明確になると考えられることから、目標2から目標3に移動させることと致したい。

事務局(案) No. 4

目標1

男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します

課題①「男女平等教育の充実」課題②「あらゆる分野における男女共同参画の推進」の2つの課題を複合させると良いのではないか。

(案)

あらゆる年代・分野における男女共同参画の推進



理由:

課題①の男女平等教育の充実では、施策の方向にて、「家庭や地域における男女平等意識の向上」と明記されている。課題②あらゆる分野における男女共同参画の推進でも、施策の方向にて、「地域活動における男女共同参画の推進」と明記されている。については、施策の方向を整理する観点から、学校や地域でわけるのでなく、あらゆる年代で、就学前、学齢期、生涯学習などの教育・学習を通じて、男女平等・共同参画を推進する課題のフレーズに変更が必要と考えられるため